

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式〈簡易型、特別簡易型〉）
公告共通事項書

1 適用

本書で定める事項は、宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式実施要領（以下「要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本工事の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、県の入札参加資格入札参加に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべ

ての工事成績が60点以上であること。

- (8) 事業協同組合として入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできないこと。
- (9) 要領第11の1に定める技術申請書を提出しており、内容が適切であると認められた者であること。

3 調査基準価格の設定

この入札においては、調査基準価格を設定するものとし、調査基準価格を下回る価格で入札した者（以下、「低価格入札者」という。）は、評価値が最も高い者であっても落札者又は落札候補者とならない場合がある。

4 失格基準価格の設定

この入札においては、失格基準価格を設定するものとし、当該価格に満たない入札については、これを失格とする。

5 入札説明書等の閲覧等

- (1) 建設工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型、特別簡易型＞）
公告共通事項書
 - ③ 施工体制評価型総合評価落札方式評価基準
 - ④ 特記仕様書
 - ⑤ 設計書及び工事図面（以下「設計図書等」という。）
- (2) 入札説明書等は、宮崎県公共事業情報サービス [<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>]にダウンロードできる形式で掲載する。ただし、掲載することが困難な場合は、発注機関における閲覧のみとする。
- (3) 設計図書等は、原則として閲覧に供する期間は貸し出す。

6 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、入札公告に定める期間、発注機関において電子メールで受け付ける。
- (2) 質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス [<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>]に掲載することにより行う。

7 技術申請書の提出

- (1) 入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、評価基準に係る技術提案等の関係資料（別記様式第1号から第6号及び第9号。以下「技術申請書」という。）を指定された日までに発注機関に提出しなければならない。期限までに技術申請書を提出しない者は、本工事の入札に参加することができない。
- (2) 技術申請書は、郵送（郵便書留など配達記録確認ができるものに限る。）又は持参により発注機関へ1部提出するとともに別記様式2-1から2-7については電子データを提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限日までの消印があるものは有効とする。また、持参の場合は、発注機関の開所時間内に限り受け付ける（以下持参の

規定において同じ。)

- (3) 技術申請書は施工体制評価型総合評価落札方式評価基準を参照すること。

8 技術申請書の作成費用の負担等

- (1) 技術申請書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された技術申請書は、返却しない。
- (3) 提出期限日以降における技術申請書の修正及び再提出は認めない。

9 入札参加手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間に宮崎県建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札要領」という。）第10条に定めるところにより、入札書を提出するものとする。
- (2) 入札書の提出に当たっては、工事費内訳書の提出を要するものとし、宮崎県公共事業情報サービスに表記されている工事費内訳書様式をダウンロードし、ファイルに必要事項を入力の上、電子入札システムにより電子ファイルとして添付して提出すること。

また、工事費内訳書の工種は、積算体系レベル2相当の工種まで記載し、工事費内訳書の合計額である工事価格（免税事業者にあつては、工事価格の110分の100）は、入札金額と一致させること。一致していない場合は、原則として当該入札を無効とする。

なお、次に掲げる項目に該当する場合は、当該入札を無効とする。

- ① 工事費内訳書が未提出の場合
- ② 提出された工事費内訳書が未記入である場合
- ③ 明らかに別の工事の工事費内訳書と判断される場合

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。
- (2) 契約保証金については、納付すること。ただし、宮崎県建設工事請負契約約款第4条第1項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付がなされたものとし、同項第4号又は第5号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

11 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 落札候補者の決定等

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とするが、評価値の最も高い者が低価格入札者であるときは低入調査要領第7条に規定する低入札価格調査を行った上で落札候補

者の決定を行うものとする。

- (2) 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該同評価値の者（以下「同評価値者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじで落札候補者を定める。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者として決定する。

13 再度の入札

- (1) 予定価格を入札前に公表していない入札において、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 当初の入札において、失格基準価格未満の価格により入札した者は、再度の入札に参加できない。
- (3) 再度の入札の回数は1回とする。
- (4) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、予定価格超過者のうち最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、評価値の最も高い入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。
- (5) 前項の規定による随意契約においても、14の規定に準じて資格確認を行った上で、契約の相手方として決定する。
- (6) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした場合は、16の(3)の規定に準じて、通知を行う。

14 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め。以下「実施要領」という。）別記様式第2号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
 - ① 同種工事施工実績調書（実施要領別記様式第4号）
 - ② 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（実施要領別記様式第5号）
 - ③ 経営事項審査結果通知書の写し
 - ④ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料なお、①及び②で提出する実績工事が技術申請書と同一のものであり、かつ発注機関が実績であると認めた工事については、その旨を工事概要欄に記載し、工事の業務カルテ等の添付は必要ない。
- (2) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は、発注機関の長が提出を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が発注機関に持参、郵送（郵便書留など配達記録ができるものであって、発注機関の長が提出を指示した日の翌日から起算して2日以内の消印のものに限る。）又は電子入札システムにより行う。ただし、落札候補者となった者が、すでに他の建設工事における落札者又は落札候補者であるために当該入札に係る契約の内容に適合した履行ができないと判断する場合には、発注機関に連絡するとともに、当該申請書等に代えて入札参加資格確認辞退届（実施要領別記様式第8号）を提出すること。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。

- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

15 低入札価格調査

- (1) 低価格入札者が評価値の最も高い者であるときは、宮崎県低入札価格調査取扱要領（平成8年4月1日県土整備部管理課定め。以下「低入調査要領」という。）に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。
- (2) 落札候補者に対する低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、低入要領第7条第2項の規定に準じて落札候補者を決定するものとする。
- (3) 低価格入札者は、発注機関が実施する低入札価格調査に協力しなければならない。
なお、発注機関より低入札価格調査書類の提出を求められた場合は、開札日の翌日から起算して2日以内に発注者に持参するものとする。
- (4) 低入札価格調査の結果、低価格入札者を落札者としなかったときは、その旨を当該低価格入札者に通知する。

16 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあっては、電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書を電子入札システムにより送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がない場合（14の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（実施要領別記様式第9号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

17 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（平成15年8月1日総務部財政課・県土整備部管理課定め）に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求められたときは、同要領に定めるところにより回答する。
- (3) 18の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（実施要領別記様式第11号）により当該他の落札候補者に通知する。

18 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がない場合又は入札無効とした場合は、入札参加資格がない者又は入札を無効とした者（以下「失格者」という。）以外の同評

価値入札者が2者以上いる場合にあつては当該同評価値入札者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札候補者を定め、失格者以外の同評価値入札者が1者である場合にあつては当該同評価値入札者を、同評価値入札者がいない場合にあつては失格者の次に予定価格の範囲内で評価値の高い者を、落札候補者として資格確認を行う。

- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に16の(3)に規定する通知をした日から行う。
ただし、当該失格者から17の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は14の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

19 入札の無効

- (1) 規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
- ① 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ② この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
 - ③ 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
 - ④ 工事費内訳書の提出を要する建設工事において、工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札
 - ⑤ 再度の入札において、当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札
- (2) 入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（実施要領別記様式第14号）により通知する。

20 技術評価点についての説明

- (1) 入札に参加した者のうち、技術評価点に疑義がある者は、技術評価点の公表を行った翌日迄に、発注機関の長に対して別記様式第8-3号により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
- (2) 発注機関の長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に別記様式第8-4号により回答するものとする。

21 落札者として選定されなかった理由の説明

- (1) 入札に参加し落札者とならなかつた者のうち、落札者の決定に不服がある者は、落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内に、発注機関の長に対して書面により非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 発注機関の長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

22 その他

公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、電子入札要領及び要領の定めるところによる。

別添2【農業農村整備事業用】

施工体制評価型総合評価落札方式評価基準（簡易型・特別簡易型 農業農村整備事業）

1 本書で定める事項は、農業農村整備事業において、宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式実施要領（平成30年4月1日県土整備部技術企画課定め。以下「要領」という。）に基づき、施工体制評価型総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）で実施する工事について適用する。

2 評価の視点及び評価項目並びに得点（満点）

評価の視点	評価項目	得点（満点）		
		農業農村整備事業		
		簡易型	特別簡易型	特別簡易型 （技術者育成 チャレンジ型）
施工計画	技術的所見	40	/	/
	技術的所見の履行の確実性	又は20		
企業の技術力	施工実績（国・県）	38	38	38
	工事成績（県）			
	受注状況			
企業の取組 ^{注1} （オプション項目）	若手技術者育成の取組	2	2	/
企業の地域社会 貢献度	地域精通度	(24) ^{注2} 22～24	(24) ^{注2} 22～34	22～34
	地域貢献・災害時の協力体制			
	過去2年間の「農村地域防災活動」「農地・農業用水等の資源保全活動」「住民参加型直営施工への支援活動」への参加実績			
	環境保全対策への取組			
	地消地産への取組（オプション） ^{注1}			
	雇用者の状況			
配置予定技術者の 能力	施工経験（国・県）	30	30	/
	工事成績（国・県）			
	ヒアリング			
	施工経験又はバックアップ誓約 年齢	/	/	30
減点項目	入札参加資格取消し	0	0	0
	入札参加資格停止			
		(112～134) ^{注2} 110～134	(92～94) ^{注2} 90～104	90～102

- (注) 1 工事内容等を勘案し、評価項目に追加することができる。
また、企業の取組と地産地消への取組を同時に評価することもできる。
2 水道施設工事の場合。

3 評価項目ごとの評価基準及び配点

(1) 施工計画に係る技術的所見（簡易型）

評価項目	評価基準	配点
①工程管理	本工事の現場条件を考慮し、優れた工夫のある手順であり、工程の短縮も見られ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
②品質管理	工事目的物に即した品質確保が適切であり、優れた工夫がみられ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
③施工上の課題 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現場条件を理解し、課題への対応が的確に図られ優れた工夫がみられ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
④施工上配慮すべき事項 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現場条件を理解し、施工上配慮すべき事項の抽出とその対応が適切で優れた工夫がみられ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
小計		40 又は 20 ^{注1}

注1 評価項目が1項目の場合。

【取扱い】

ア) 配点

施工計画の評価項目は、対象工事の内容により①から④のうち1項目以上選択する。ただし、選択した項目が4項目未満の場合の得点は、次のとおりとする。

- ・ 1項目の場合 入札者の得点の小計に2を乗じて得た得点
- ・ 2項目の場合 入札者の得点の小計に2を乗じて得た得点
- ・ 3項目の場合 入札者の得点の小計に3分の4を乗じて得た得点

イ) 評価項目ごとの配点

- ・ 各項目において提出できる提案数は5提案とする。
- ・ 各提案を「効果」、「規模」及び「履行の確実性」の観点から「2点」、「1点」又は「0点」で評価し、その合計点を各項目の配点とする。

ウ) ヒアリング

技術的所見を提出した企業に対し、技術的所見の履行に関するヒアリングを実施する。

エ) 評価点

評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。

(2) 企業の技術力（簡易型・特別簡易型）

評価項目	評価基準	配点	
①施工実績 過去15年間の同種工事（国、県）の施工実績	同種工事の実績がある。	12	12 ～ 0
	類似工事の実績がある。 } 又は 評価点=実績件数÷ 満点件数×12点	6	
	同種工事及び類似工事 の実績がない。 }	0	
②工事成績 過去5年間の 県工事成績点（同一業種）の 平均点	県工事成績点が83点以上の場合。	26	
	県工事成績点が65点以上83点未満の場合。 評価点=26点×(工事成績点-65点) ÷(83点-65点)	26 ～ 0	
	県工事成績点が65点未満及び県工事成績点がない場合。	0	
③受注状況 K=過去1年間の受注額 ÷過去5か年度の受注額	$K \leq 1$	0	
	$1 < K \leq 2$	-10	
	$2 < K$	-20	
小計			38

【取扱い】

ア) ①過去15年間の同種工事（国、県）の施工実績について

- ・ 「過去15年間」とは、公告日の属する年度のうち公告日前日までの期間（以下「当該年度」という。）及び公告日の前年度（以下「前年度」という。）から起算して15か年度前までの期間をいう。（以下同じ。）
ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、公告日の前年度から起算して16か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない。）。
- ・ 施工実績については、対象工事ごとに発注機関の長が同種、類似工事の規模・工法、施工場所、件数を設定する。
- ・ 施工実績は、入札参加資格で設定する「施工実績に関する事項」のうち市町村及び民間の発注した工事を除く工事（以下「国・県工事」という。）で、上記期間に引渡を完了（以下「完成」という。）した工事が該当する。
- ・ 評価する実績件数は、県が施工実績の満点の評価として設定する件数（満点件数）を上限とする。
- ・ 複数の同種（類似）工事を求めている場合においても、施工実績は1工事1件として評価する。
- ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ・ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として参加する場合は、各構成員の実績の合計を用いることができる。
- ・ 経常JV又は特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）としての実績は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

イ) ②過去5年間の県工事成績（同一業種）の平均点について

- ・ 「過去5年間」とは、前年度から起算して5か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない。）。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前々年度から起算して5か年度前までの期間をいう（前年度は含まない。）。
- ・ 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。
- ・ 県の工事成績は、宮崎県（企業局、教育庁、警察本部等を含む。以下同じ。）が発注した工事のうち同一業種で、上記期間に完成した工事に係る工事評定点により算出するこ

とを原則とするが、特殊工法を要する工事や技術的難易度の高い工事の場合には、国土交通省九州地方整備局発注工事の工事成績点についても、評価の対象とすることができる。

- ・ 平均点及び評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ・ 経常JVの工事成績評定点は、経常JV及び各構成員の工事の平均値とする。
- ・ 経常JV又は特定JVとしての工事成績評定点は、出資比率が20%以上のものに限る、評価の対象とする。

ウ) ③受注状況について

- ・ 「受注状況」については、対象工事ごとに発注機関の長が設定する。
- ・ 受注額の算出は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部（以下「公共三部」という。）が競争入札で発注した予定価格250万円以上の建設工事における当初契約額により行う。ただし、特定JVの構成員として受注した工事の契約額は含まない。
また、随意契約による工事の契約額は受注額には含まないが、入札不調に伴い随意契約を行った工事（平成31年4月1日以降の契約工事に限る。）の当初契約額は、「過去5か年度の受注額」に含む。
- ・ 受注額の対象とする工事は、(a)から(e)に掲げるものの中から選定するものとする。

(a) 土木一式工事（港湾工事、PC橋梁上部（ポステン）工事を除く。）

公共三部が建設工事の種類を「土木一式工事」として発注した工事（「(b)港湾工事」、「(c)PC橋梁上部（ポステン）工事」を除く。）。

(b) 港湾工事

宮崎県港湾課又は漁業管理課が所管する工事のうち、建設工事の種類を「土木一式工事（PC橋梁上部（ポステン）工事を除く。）」、「浚渫工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「塗装工事」として発注した工事。

(c) PC橋梁上部（ポステン）工事

公共三部が建設工事の種類を「土木一式工事」として発注した工事のうち、ポストテンション方式によるPC橋梁上部工事を含む工事。

(d) 舗装工事

公共三部が建設工事の種類を「舗装工事」として発注した工事。

(e) 法面工事

公共三部が建設工事の種類を「とび・土工・コンクリート工事」として発注した工事（「(b)港湾工事」を除く。）。

- ・ 「過去1年間の受注額」とは、公告日から起算して7日前の日（以下「基準日」という。）から基準日の1年前の日（以下「基準日の1年前」という。）までの期間に当初契約した工事のうち発注機関の長が設定した工事の合計額とする。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、経常JVとしての受注額に加え、経常JV結成前及び、結成後の各構成員の受注額も対象とする。
- ・ 経常JVを解散後に、単体として参加する場合は、経常JVとしての受注額は、各構成員の出資比率により算出する。

- ・ 「過去5か年度の受注額」とは、 α 又は β のいずれか大きい方の値とする。

α ：各入札参加者が、前年度から起算して5か年度前までの期間に契約した工事の受注額の合計を5で除した値

（注） α は小数点第1位を四捨五入し整数止めとする。

β ：当該年度における各入札参加者と同じ等級に属する企業の過去5か年度の平均受注額で次式により算出した値

$$\beta = (\text{前年度の平均受注額} + \text{前々年度の平均受注額} + \text{3か年度前の平均受注額} + \text{4か年度前の平均受注額} + \text{5か年度前の平均受注額}) \div 5$$

- (注) 1. 「各年度の平均受注額」とは、「同じ等級に属する企業の受注額の合計」を「受注した実企業数」で除した値
 2. β は、百万の位を四捨五入し千万の位止めとする。

ただし、公告日が4月又は5月に属する場合における「過去5か年度の受注額」とは、 $\alpha 1$ 又は $\beta 1$ のいずれか大きい方の値とする。

$\alpha 1$: 各入札参加者が、前々年度から起算して5か年度前までの期間に契約した工事の受注額の合計を5で除した値

(注) $\alpha 1$ は小数点第1位を四捨五入し整数止めとする。

$\beta 1$: 前年度における各入札参加者の等級と同じ等級に属する企業の前々年度から起算して5か年度前までの5か年度の平均受注額で次式により算出した値

$\beta 1 = (\text{前々年度の平均受注額} + 3\text{か年度前の平均受注額} + 4\text{か年度前の平均受注額} + 5\text{か年度前の平均受注額} + 6\text{か年度前の平均受注額}) \div 5$

(注) 1. 「各年度の平均受注額」とは、「同じ等級に属する企業の受注額の合計」を「受注した実企業数」で除した値

2. $\beta 1$ は、百万の位を四捨五入し千万の位止めとする。

(3) 企業の取組 (簡易型・特別簡易型) ※オプション項目^{注1}

評価項目	評価基準	配点
①若手技術者育成の取組 ^{注1}	若手技術者育成の取組を行う。	(2)
	上記に該当しない。	(0)
②不履行のペナルティ ^{注2}	当該年度又はその前年度において「若手技術者育成」の評価を受け受注したが、不履行があった。	-2
	小計	(2)

注1 対象工事ごとに発注機関の長が、①の評価項目を設定することができる。ただし、技術者育成チャレンジ型については、設定することができないものとする。

注2 当該年度又はその前年度において、「若手技術者育成の取組」の評価を受け受注したが、不履行があったと認められる場合。

【取扱い】

ア) 若手技術者の育成

- ・ 若手技術者とは、公告日の属する年度の4月1日時点において35歳以下であり、かつ建設業法第7条第2号ハに該当する者をいう。ただし、開札日時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・ 若手技術者を現場代理人 (建設業法第19条の2及び契約約款第10条に規定する者) として、当該工事の工期のすべての期間に配置する場合に評価する。
- ・ 評価を受けようとする場合は、技術申請書を提出する際、若手技術者の氏名、年齢、取得資格、雇用関係等を記載した様式及びそれらを証明する資料を提出するものとする。
- ・ 技術申請書の提出期限日以降は、申請する若手技術者の追加及び変更は認めない。
- ・ 技術申請書を提出後に、申請及び配置した若手技術者が配置できない場合は、その旨を別記様式第4-6号により、発注機関へ開札日の前日までに提出するものとする。

イ) 不履行のペナルティ

- 開札日の前日までに所定の報告もなく申請した若手技術者を配置できない場合や死亡、退職又は休職等、真にやむを得ない場合を除き、若手技術者を変更した場合は、当該年度及びその次年度の間、公共三部が総合評価落札方式で発注する全ての工事において「企業の取組」の評価は－2点とし、その間、若手技術者の育成は評価しない。

(4) 企業の地域社会貢献度（簡易型・特別簡易型）

評価項目	評価基準		配点			
			地域要件注1			
			土木工事			水道施設工事
			全県 一区	全県一区 (地域型)	県内7 ブロック	県内3 ブロック
① 地域精通度	〇〇に本店がある		/	10	10	10
	〇〇に支店、営業所がある 又は〇〇に本店がある			5	5	5
	上記に該当しない			0	0	0
② 地域貢献・災害時 の協力体制	県内でボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制（広域応援）にある		10	10	10	10
	県内でボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制（支部内応援）にある		8	8	8	8
	県内でボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、知事との防災協定に加入している		4	4	4	4
	県内でボランティア等の地域貢献の実績がある。又は、知事との防災協定に加入している		2	2	2	2
	上記に該当しない		0	0	0	0
③ 過去2年間の「農村 地域防災活動」「農地 ・農業用水等の資源 保全活動」「住民参加 型直営施工への支援 活動」への参加実績	2か年度以上で地域社会貢献活動の実績がある		8	8	8	/
	単年度で地域社会貢献活動の実績がある		4	4	4	
	上記に該当しない		0	0	0	
④ 環境保全対策への 取組	I S O 14001 又はエコアクション21 を取得している		2	2	2	2
	上記に該当しない		0	0	0	0
⑤ 地産地消への取組 (オプション項目) 注2	県内 企業 の活用	全て県内本店企業による施工又は一次 下請の全てが県内本店企業である	(2)	(2)	(2)	/
		上記に該当しない	(0)	(0)	(0)	
	県産 資材 の活用	指定資材の全てで県産資材を活用する	(2)	(2)	(2)	
		上記に該当しない	(0)	(0)	(0)	
⑥ 雇用者の状況	2名以上が該当する（又は指定学科卒業の新 規学卒者を1名以上雇用している）		2	2	2	2
	1名が該当する		1	1	1	1
	上記に該当しない		0	0	0	0
小計			22(24)	32(34)	32(34)	24

注1 「地域要件」は入札参加資格における営業所の所在地による区分とする。

注2 「土木一式工事」に適用することができる。

【取扱い】

ア) ①地域精通度について

- ・ 「本店」とは、建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。
- ・ 「支店及び営業所」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、宮崎県経常建設共同企業体取扱要領（平成10年4月1日県土整備部管理課定め）第10条の5の規定により届出のあった主たる営業所を「本店」、その他の構成員の主たる営業所は、「支店又は営業所」として評価する。
- ・ 公告日前日までに有効（受付を行っている）なものを評価の対象とする。
- ・ 3ブロックとは、県北（延岡、日向、西臼杵）、県央（高鍋、西都、宮崎、高岡）、県南（小林、都城、日南、串間）のブロックをいう。

イ) ②地域貢献（ボランティア等）・災害時の協力体制について

- ・ 「地域貢献（ボランティア）等」とは、宮崎県内における災害時の地域貢献（請負契約によらない災害時の活動）、地域活動（道路や河川等の清掃、交通安全、土木の日の活動など）、「食育」などの県民に対する農業農村の理解を深めるような活動をいい、当該年度及び前年度に実施した（ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度及び前々年度に実施した）もののうち、次に掲げる事項を満たしている活動が該当する。

a) 原則、無償であること。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2により指定された特定家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）にかかる防疫作業等及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）に関する地域貢献（ボランティア等）については、有償であっても評価の対象とし、宮崎県外での活動であっても評価の対象とする。

b) 会社としての活動であること。

c) 地域に貢献していること。

- ・ 「異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制」とは、当該年度における「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定等」に基づく異常気象時の協力体制（※別表1を参照）をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度における「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定」等に基づく異常気象時の協力体制をいう。なお、異常気象時の協力体制のうち、「広域応援」とは広域支援団体の広域的な組織体制をいい、「支部内応援」とは広域支援団体の支部内での組織体制をいう。
- ・ 「防災協定」とは、当該年度における「災害時における応急対策に関する協定等」の知事との防災協定（※別表1、2を参照）をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度における「災害時における応急対策に関する協定等」の知事との防災協定をいう。

※別表1 大規模災害時における応急対策業務等に関する協定等の一覧

協定の名称	協定者
大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定	一般社団法人宮崎県建設業協会
大規模災害時における法面崩壊等の高所作業を伴う応急対策業務等に関する基本協定	一般社団法人宮崎県法面保護協会
大規模災害時における道路災害の緊急対策業務等に関する基本協定	宮崎県舗装協会
大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定	宮崎県港湾漁港建設協会

※別表2 災害時における応急対策に関する協定等の一覧^{注1}

協定の名称	協定者
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合連合会
災害時における避難地（公園・広場・グラウンド）などの応急対策業務等に関する協定	一般社団法人宮崎県造園緑地協会 一般社団法人日本造園建設業協会宮崎県支部
災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定	一般社団法人日本塗装工業会宮崎県支部
災害時における水道の応急対策に関する協定	宮崎県管工事協同組合連合会
災害時における建築物の応急対策に関する協定	一般社団法人宮崎県建築協会 一般社団法人宮崎県建築業協会
災害時における防水等の応急対策に関する協定	宮崎県防水工事業協同組合
災害時における電気設備に関する協定	一般社団法人宮崎県電業協会
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人宮崎県産業資源循環協会
災害時における総合的支援に関する協定	宮崎県商工会連合会
災害応急対策に必要な緊急輸送確保に関する協定	一般社団法人宮崎県トラック協会

注1 別表2に記載のない「知事との防災協定」についても、評価の対象となる場合がある。

ウ) ③過去2年間の「農村地域防災活動」「農地・農業用水等の資源保全活動」「住民参加型直営施工への支援活動」への参加実績について

※地域社会貢献活動として評価の対象となる活動は、1)～3)に掲げる活動とする。

※1)～3)の活動については、一定の対価を受け取った活動も評価の対象とする。

※1つの活動実績で評価の対象とするものは、1)～3)の活動のうち、いずれか1つを評価の対象とする(1つの活動で複数の評価しない)。また、上記イ)②のボランティア活動で評価を受けている活動実績については、1)～3)に掲げる活動の評価対象にはしないものとする。

1) 農村地域防災活動の実績(過去2年間)

- ・ 豪雨時に溢水の恐れのある水路の天端に土のうを積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置する等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動
- ・ 農業用排水路やため池などの農業水利施設や農道について、大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、倒木の緊急処理、崩土の除去等の適切な処理を行うなど、造成施設の防災点検や災害発生時の応急対策にかかる活動
- ・ 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動等
- ・ 「過去2年間」とは、当該年度から前々年度までの期間をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間をいう(当該年度は含まない)。
- ・ 施工場所は、宮崎県内であること。

2) 農地・農業用水等の資源保全活動(過去2年間)

- ・ 地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動
- ・ 耕作放棄地を解消するための活動に企業として参加したり、資機材の提供を行う活動
- ・ 「過去2年間」とは、当該年度から前々年度までの期間をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間をいう(当該年度は含まない)。

- ・ 土地改良区、水利組合、自治会などの団体からの要望により実施した活動の場合
は、企業単独で実施した場合でも評価の対象とする。
- ・ 施工場所は、宮崎県内であること。

3) 住民参加型直営施工への支援活動（過去2年間）

- ・ 住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施
工などを行う場合に、施工方法や事故防止等について技術指導を行ったり、必要に
応じ資機材の提供を行うなど、直営施工を企業として支援する活動
- ・ 「過去2年間」とは、当該年度から前々年度までの期間をいう。ただし、公告日
が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間をいう
(当該年度は含まない)。
- ・ 施工場所は、宮崎県内であること。

エ) 地域社会貢献活動の認定方法について

○企業の貢献内容の証明

- ・ 企業の地域貢献活動を認定するためには、上記の活動に対して、企業としての具
体的な関わりの証明が必要である。このため、次のような企業としての支援内容を
確認できる書類・写真等の提出を求めることとする。
ただし、農地・農業用水等の資源保全活動に参加した社員が、対象となる土地改
良区の組合員である場合は実績として認めないものとする（重機等提供した場合は
実績として認める。）。

〈社員の参加に対する支援の例〉

- 職務専念義務を免除したり、会社の業務として参加することを推奨するなど、
企業として参加できる条件を整えた。
- 社員が活動に参加するに当たり、会社の車の使用を許可したり旅費を支給する
など、物的・経済的な支援を行い企業として参加させた。

〈活動に対する企業自らの支援の例〉

- 活動に必要な資材、重機、オペレーター等を企業として提供した。
- 活動に対し、労務提供、活動経費負担など企業として支援を行った。

オ) ④ I S O等の取得状況について

- ・ 「I S O等の取得状況」とは、宮崎県内にある事業所において、開札日時点で有効
な「I S O 1 4 0 0 1」又は「エコアクション21」の認定を受けている場合（技術
申請書の提出締切日までに確認できるものに限る。）をいう。
- ・ 開札日時点とは、開札日の延期があった場合も、当初公告で示した開札日とする（以
下、開札日の規定について同じ。）。

カ) ⑤地産地消への取組（オプション項目）

- ・ 対象とする取組及び対象とする資材は、対象工事ごとに発注機関の長が設定するこ
とができる。
- ・ 対象とする取組は次に掲げるものからいずれか一つを選定する。

○県内企業の活用

- ・ 「本店」とは、建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。
- ・ 評価を受けようとする場合は、技術申請書を提出する際、県内企業の活用計画書
(別記様式4-7)を提出するものとする。
- ・ 技術申請書の提出期限日以降は、申請内容の追加及び変更は認めない。
- ・ 県内企業の活用計画書が履行できない場合は、工事成績評定点から5点減点する。
ただし、大災害など想定外の事象が発生した場合や設計変更により新たな工種が
追加された場合は、個別に審査した上で判断する。

○県産資材の活用

- ・ 「県産資材」とは、以下に示す資材や製品をいう。
- (a) 県内の事業所、工場等で産出、生産、製造された建設資材や製品。

(b) 県内に本店又は主たる事務所を有する企業・組合等が産出、生産、製造する建設資材や製品。

(c) 県内で生産された木材及び県内の製材所で加工された木材製品

- ・ 評価を受けようとする場合は、技術申請書を提出する際、県産資材の活用計画書（別記様式4-8）を提出するものとする。
- ・ 技術申請書の提出期限日以降は、申請内容の追加及び変更は認めない。
- ・ 県産資材の活用計画書が履行できない場合は、工事成績評定点から5点減点する。ただし、大災害など想定外の事象が発生した場合は、個別に審査した上で判断する。

キ) ⑥雇用者の状況について

- ・ 雇用者とは、新規学卒者、障がい者、又は消防団員をいい、開札日時時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・ 「新規学卒者」とは、当該年度又は前年度から起算して5か年度前まで（ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して6か年度前まで）に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校等を卒業又は宮崎県産業開発青年隊若しくは宮崎県立産業技術専門校を修了した者をいい、開札日時時点で宮崎県内に3か月以上在住している場合の者に限る。
なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条に規定する学科を卒業又は宮崎県産業開発青年隊若しくは宮崎県立産業技術専門校を修了した者を1名雇用した場合は、2名雇用に換算する。
- ・ 「障がい者」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に定義する「身体障害者」、「知的障害者」、又は「精神障害者」をいい、開札日時点において当該障がい者が宮崎県内に3か月以上在住している場合に限る。なお、法定雇用義務のある企業にあっては、障がい者の雇用人数が法定雇用数を満たしている場合は、雇用人数にかかわらず、1名を雇用しているものとして評価するが、1名以上の当該障がい者が開札日時点において宮崎県内に3か月以上在住している場合に限る。
- ・ 「消防団員」とは、公告日が属する年度（ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度）において消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する消防団員として、宮崎県内の市町村に開札日時時点で任命されている者をいう。なお、法人にあっては役員を、個人にあってはその者を含む。
- ・ 雇用者の1名が「新規学卒者」、「障がい者」又は「消防団員」のうち、複数に該当する場合においては、そのいずれかの1つを評価の対象とする（1名の雇いで複数を経営しない。）。

ク) 経常JVの場合、①から④及び⑥については、各構成員のうちいずれかの構成員が該当していればよい。

(5) 配置予定技術者の能力

1) 簡易型

評価項目	評価基準	配点	
① 過去15年間の主任（監理） 技術者等としての同種工事 （国、県）の施工経験	同種工事の実績がある	10	10 ～ 0
	類似工事の実績がある	5	
	同種工事及び類似工事 の実績がない	0	
② 過去5年間の同一業種の工事 成績点（国、県）の最高点	工事成績点が83点以上の場合	10	
	工事成績点が65点以上83点未満の場合 評価点 = 10点 × (工事成績点 - 65点) ÷ (83点 - 65点)	10 ～ 0	
	工事成績点が65点未満及び工事成績点がない 場合	0	
③ ヒ ア リ ン グ	○技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施 工経験や知識量	5	
	・ 担当工事における主 体性、創意工夫の取 組み	2.5	
	その他	0	
	○当該工事の理解度・取 組姿勢	5	
	・ 当該工事の施工上の 課題や問題点等の理 解度	2.5	
	・ 課題への対応に関す る技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質 問等の積極性	0	
小計		30	

2) 特別簡易型

評価項目	評価基準	配点	
① 過去15年間の主任（監理）技術者等としての同種工事（国、県）の施工経験	同種工事の実績がある。	15	15 ～ 0
	類似工事の実績がある。}	7.5	
	同種工事及び類似工事 の実績がない。}	0	
② 過去5年間の同一業種の工事 成績点（国、県）の最高点	工事成績点が83点以上の場合。	15	
	工事成績点が65点以上83点未満の場合。 評価点＝配点×（工事成績点－65点） ÷（83点－65点）	15 ～ 0	
	工事成績点が65点未満及び工事成績点がない 場合。	0	
小計		30	

3) 特別簡易型（技術者育成チャレンジ型）

評価項目	評価基準	配点
① 過去15年間の主任（監理）技術者等と しての同種工事（国、県）の施工経験	同種工事の実績がある 又は バックアップ誓約を行っている	25
	④ バックアップ誓約書 上記に該当しない	0
⑤ 配置予定技術者の年齢	当該年度の4月1日時点で40歳以下	5
	上記に該当しない	0
小計		30

【取扱い】

- ア) ①過去15年間の主任（監理）技術者等としての同種工事（国、県）の施工経験について
- 主任（監理）技術者等とは、主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人をいう。
 - 施工経験は、主任（監理）技術者等として担当した工事を対象とする。（主任（監理）技術者等を工事の途中で変更している場合は、工期の半分を超える期間において主任（監理）技術者等として従事していた場合のみを評価の対象とする。以下主任（監理）技術者等の規定について同じ。）
 - 「過去15年間」とは、当該年度及び前年度から起算して15か年度前までの期間をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して16か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない。）
 - 施工経験については、対象工事ごとに発注機関の長が同種、類似工事の規模・工法等を設定する。
 - 施工経験は、国・県工事のうち上記期間に完成した工事が該当する。
 - 評価する経験件数は、県が施工経験の満点の評価として設定する件数（満点件数）を上限とする。
 - 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
 - 経常JVとして参加する場合は、各構成員の配置予定技術者の実績の合計を用いることができる。
 - 経常JV又は特定JVにおいての実績は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

イ) ②過去5年間の同一業種の工事成績評定（国、県）の最高点について

- ・ 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。
- ・ 「過去5年間」とは、当該年度及び前年度から起算して5か年度前までの期間をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して6か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない。）。
- ・ 工事成績評定は、発注者が宮崎県又は国である工事（上記期間内に完成したのものに限る。）のうち、建設工事の種類が同一業種に該当するものを評価の対象とする。
なお、工事成績評定において評価の対象とする国の工事は、国土交通省が所管する工事及び農林水産省が所管する工事のうち農業農村整備事業に係る工事に限る。
- ・ 最高点は、配置予定技術者が主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として担当した工事のうち、上記に該当する工事から算出する。ただし、現場代理人としての経験については、建設業法第7条第2号ハに該当する者として従事した場合のみを評価の対象とする。（技術者を工事の途中で変更している場合は、工期の半分を超える期間において主任（監理）技術者等として従事していた場合のみを評価の対象とする。）
- ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ・ 複数の同種（類似）工事を求めている場合においても、施工実績は1工事1件として評価する。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、各構成員の配置予定技術者のいずれか高い者の工事成績評定点を用いることができる。
- ・ 経常JV又は特定JVとしての工事成績評定点は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

ウ) ③ヒアリング

- ・ 配置予定技術者を対象にヒアリングを実施するものとする。なお、複数の配置予定技術者を選任した場合には、ヒアリング時までには、その選任した者の中から担当となる配置予定技術者を選任しておくものとする。
- ・ ヒアリングは電話により行うこともできることとし、ヒアリングの方法は対象工事ごとに指定する。

エ) ④バックアップ誓約書

- ・ 入札参加者は、同種工事の実績を有する技術者を配置する場合も含めて技術申請書にバックアップ誓約書を添付して提出するものとする（提出がない場合は評価の加点は行わない）。なお、複数の技術者を配置予定技術者として申請する場合は、技術者毎にバックアップ誓約書を提出するものとする。
- ・ バックアップ責任者は、当該工事に専任する必要はないが、常駐義務のある他工事の現場代理人は責任者として認めない。また、同種工事の実績を有しない技術者であってもバックアップ責任者へ配置できるものとする。

オ) ⑤配置予定技術者の年齢

- ・ 当該年度の4月1日時点で40歳以下の技術者を評価の対象とする。

カ) 複数の配置予定技術者を選任した場合、配置予定技術者の能力の得点は、最も合計得点が低くなる者の得点とする。また、複数の技術者を配置できる工事においても同じ取扱いとする。なお、簡易型においてはヒアリングを行った配置予定技術者の得点とする。

キ) 試行要領第12の1に規定する技術申請書の提出期限日以降（複数の配置予定技術者を選任した場合には、ヒアリング以降）の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めない。

なお、死亡、退職又は休職による配置予定技術者の変更は、当初申請していた技術者と同等以上の能力（総合評価の技術評価点が同等以上）を有する者に限る。また、簡易型において、ヒアリング終了後に変更する場合は、ヒアリングの点数は0点として評価する。

(6) 減点項目

評価項目	評価基準	配点
入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	-6
	入札参加資格停止 (3か月以上)	-5
	〃 (1ヶ月以上3か月未満)	-4
	〃 (1か月未満)	-3
	上記に該当しない	0

【取扱い】

- 1) 「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要領（平成20年5月19日告示第369号）」に基づく入札参加資格取消し又は入札参加資格停止を受けた者は、公告日が下記の対象期間内である工事について、減点する。なお、特定JV又は経常JVとして参加する場合も同様の取扱いとするが、複数の構成員が減点対象である場合は、最も大きい減点をJVとしての減点とする。
 - ・ 入札参加資格取消しの減点対象期間は、入札参加資格の再認定を受けた日から12か月間とする。
 - ・ 入札参加資格停止の減点対象期間は、停止期間終了日の翌日から入札参加資格停止期間と同期間とする。但し、停止期間が12か月以上の場合は停止期間終了日の翌日から12か月間、停止期間が1か月未満の場合は停止期間終了日の翌日から1か月間とする。

4 技術申請書

試行要領第12の1に規定する技術申請書は次のとおりとする。なお、技術申請書の審査については技術申請書提出票（別記様式第1号）に基づき実施する。また、技術申請書提出票の提出がない者については入札参加は認めないものとする。

(1) 技術申請書提出票

評価項目	技術申請書
技術申請書提出票 簡易型(土木工事) (農業農村整備事業)	○別記様式第1-1号
技術申請書提出票 特別簡易型(土木工事) (農業農村整備事業)	○別記様式第1-2号

(2) 施工計画

評価項目	技術申請書
工程管理に係る技術的所見	○別記様式第2-1号 ○添付資料
品質管理に係る技術的所見	○別記様式第2-2号 ○添付資料
施工上の課題に係る技術的所見	○別記様式第2-3号 ○添付資料
施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	○別記様式第2-4号 ○添付資料

(3) 企業の技術力

評価項目	技術申請書
同種工事（国、県）の施工実績	○別記様式第3-1号 ○「該当する工事」が確認できる資料
※確認書を発行する同種工事の場合 同種工事（国、県）の施工実績	○別記様式第3-2号 ○別記様式第3-3号 ●「該当する工事」が確認できる資料 ※上記様式第3-2号・第3-3号については、 土木事務所で確認書発行されたもの
工事成績点及び平均受注額	○別記様式第9-1号

(4) 企業の取組（オプション項目）

評価項目	技術申請書
若手技術者の育成	○別記様式第4-5号 ○「若手技術者の育成」の取組に該当していることが確認できる資料

(5) 企業の地域社会貢献度

評価項目	技術申請書
共通項目確認書 <土木工事>	○別記様式第4-1号
ボランティア等の地域貢献の実績	●別記様式第4-3号 ●別記様式第4-4号 ●「地域貢献の実績」が確認できる資料 ●「県との防災協定への加入」が確認できる資料
農村地域防災活動の実績	●別記様式第4-3号【農村地域防災活動】 ●別記様式第4-4号 ●「地域貢献の実績」が確認できる資料
農地・農業用水等の資源保全活動の実績	●別記様式第4-3号【農地・農業用水等の資源保全活動】 ●別記様式第4-4号 ●「地域貢献の実績」が確認できる資料
住民参加型直営施工への支援活動の実績	●別記様式第4-3号【住民参加型直営施工への支援活動】 ●別記様式第4-4号 ●「地域貢献の実績」が確認できる資料
I S Oの取得状況	●「I S O 1 4 0 0 1の認定書」の写し ●「エコアクション21の認定書」の写し
県内企業の活用	○別記様式第4-7号
県内資材の活用	○別記様式第4-8号
新規学卒者の雇用状況	●別記様式第5-1号 ●「新規学卒者の雇用」に該当していることが確認できる資料
障がい者の雇用状況	●別記様式第5-2号 ●「障がい者の雇用」に該当していることが確認できる資料
消防団員の雇用状況	●別記様式第5-3号 ●別記様式第5-4号又は 従事していることが確認できる資料

(6) 配置予定技術者の能力

評価項目	技術申請書
同種工事（国、県）の施工経験	○別記様式第6-1号 ○「該当する工事」が確認できる資料
同一業種の工事成績点（国、県）の最高点	同一業種が「土木一式工事」の場合 ○別記様式第3-2号又は第6-3号 ●「該当する工事」等が確認できる資料 ※上記様式第3-2号・第6-3号については、 土木事務所で確認書発行されたもの ----- 同一業種が「水道施設工事」の場合 ○別記様式第6-4号 ○「該当する工事」が確認できる資料
※確認書を発行する同種工事の場合 同種工事（国、県）の施工経験 同一業種の工事成績点（国、県）の最高点	○別記様式第3-2号 ○別記様式第6-2号 ○別記様式第6-3号 ●「該当する工事」が確認できる資料 ※上記様式第3-2号・第6-2号・第6-3号 については、土木事務所で確認書発行されたもの
※技術者育成チャレンジ型の場合 同種工事（国、県）の施工実績 バックアップの誓約 年齢	○別記様式第6-5号

(注) ○は工事ごとに提出が必要なもの。

●は確認書発行後は提出が不要なもの。